

(平成21年4月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和41年6月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月1日から37年1月1日まで
(A社)
② 昭和41年6月14日から同年7月14日まで
(B社)
③ 昭和45年7月30日から52年6月まで
(C社)

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、いずれの期間も給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社に係る申立期間②について、申立人は、昭和41年2月にA社（昭和63年8月、D社に名称変更。）のグループ会社であるE社からB社に異動後、43年5月1日まで同社に勤務し、同じ業務に従事していたとしているところ、社会保険事務所の被保険者記録によると、A社において、41年2月15日に厚生年金保険の資格を取得し、同年6月14日に資格を喪失後、B社において、同年7月14日に資格を取得し、43年5月1日に資格を喪失している。

しかし、申立人及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる複数の者から、A社及びB社は、当時、同じ建物内にあり、申立人は営業を担当していたとする一方、A社には営業部門は無かったとの供述が得られていることから判断すると、申立人は、申立期間②において勤務内容等に変更は無く、継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人同様、A社で資格喪失後、B社で資格取得するまでの間の厚生年金記録が欠落している者に照会したところ、「私は家庭の事情で一時期会社を辞めていたが、その前後で仕事内容に変化はなく、いずれも実際はB社に勤務していた。」との供述を得ている上、A社において経理を担当していたとする者に照会したところ、「会社側の都合により、A社とB社との間で資格喪失・取得手続きが行われていた可能性がある。」との供述を得ており、申立人の両社における被保険者資格の喪失及び取得の手続きは、事業所側の都合によるものであることが推認できる。

なお、社会保険事務所の記録によると、A社で厚生年金保険の資格を喪失後、B社で資格を取得している者は申立人を含め66人いるが、このうち、62人の資格喪失日及び資格取得日が同一日で処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②においてB社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社に係る昭和41年7月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、B社はA社に合併し解散しており、また、合併先であるA社も既に適用事業所に該当しなくなっていることから、A社の廃業時の事業主に照会したところ、「当時の関係書類は廃棄しており不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 A社に係る申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、申立人は、F社が適用事業所となった昭和37年1月1日に同社で資格取得しているが、申立人によると、時期は不明であるが、これ以前から同社の前身であるA社支店に勤務していたと供述しているところ、F社の商業登記簿によると、同社の設立は36年7月であり、これ以降、39年12月までの

期間、同社の取締役として申立人の名前が確認できるほか、申立人の住所も同社が所在する市内であることが確認でき、申立期間①について、同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、昭和 37 年 1 月 1 日に、A 社の系列会社が独立採算制となったことに伴い、F 社の支配人となったと供述しているところ、社会保険事務所が保管する、同日に適用事業所となった F 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の「事業主」欄には、申立人の名前が記載されている。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立人の前任者であったとする者は昭和 36 年 11 月 1 日に A 社の他のグループ会社で厚生年金保険の資格を取得していることが確認できるほか、A 社において、同日に、申立人を含む 87 人中 76 人が資格を喪失しており、このうち 65 人は、同日に適用事業所となった他のグループ会社で資格を取得しているものの、F 社で資格を取得した申立人を含む 9 人すべてが、適用事業所となった 37 年 1 月 1 日に資格を取得していることが確認できる上、申立期間①当時、F 社の役員であった者に照会したところ、「F 社は、他のグループ会社同様、36 年 11 月に独立採算制となっている。」との供述を得ていることを踏まえると、申立期間①について、申立人は A 社に使用されていた者であったと認めることはできない。

なお、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 C 社に係る申立期間③について、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、同事業所において、昭和 45 年 6 月 12 日から同年 7 月 29 日までの期間となっており、申立期間③に係る加入記録は無い。

また、社会保険事務所の被保険者記録によると、昭和 45 年 6 月 12 日から同年 7 月 29 日までの期間は、C 社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間③については、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、C 社に申立人の勤務形態等について照会したところ、「当社に保管されている労働者台帳及び運転者台帳により、申立人が昭和 45 年 6 月 12 日から同年 7 月 29 日まで勤務していたことは確認できるが、この期

間以降、申立人が当社で勤務していたか否かは不明である。」との回答を得ているところ、同事業所が保管している申立人に係る労働者台帳及び関係資料によると、雇入日は45年6月12日、退職日は同年7月29日であることが確認できるほか、関係資料の「退職理由」欄には、自己都合退職である旨の記載が確認できる。

加えて、申立人が一緒に働いていたとする同僚二人は、いずれも死亡しており供述が得られないことから、申立期間③当時にC社において厚生年金保険の加入記録がある複数の者に照会したところ、申立人が運転手として勤務していたとの供述は得られたものの、勤務期間は特定できない。

なお、申立期間③について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間③の期間は国民年金の被保険者となっており、この期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の被保険者記録は、A社B支店における資格取得日が昭和59年4月15日、資格喪失日が61年3月22日とされ、当該期間のうち、59年4月15日から同年5月14日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をC社D支店により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のC社D支店における資格喪失日を59年5月15日とし、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月15日から同年5月15日まで

申立期間について、社会保険事務所に照会したところ、A社B支店から資格取得日の訂正の届出があり、厚生年金保険の被保険者期間にはなるが、政府の保険料徴収権の消滅時効により年金額に反映されない旨の回答を得た。

人事異動によりC社D支店から系列会社のA社B支店に異動したが、日付が空くことなく継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間について年金額計算対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社B支店から提出された在職証明書及び複数の同僚の供述から、申立人が、継続してC社D支店及びA社B支店に勤務していたことが認められる。

また、A社B支店に照会したところ、「A社とC社は系列会社であり、販売部門を分けた経営を行っていた。人事交流も常にあり、申立人もそれによ

る異動である。」と回答しており、商業登記簿を確認するとC社は昭和34年9月15日にA社から分社独立しているが、代表取締役は同一人物であり、両社の被保険者記録を確認すると、両社の間で資格を得喪している者が多数いる（これらの者に記録の空白期間は見られない）ことから、申立人の両社における被保険者資格の喪失及び取得の手続は、関連事業所間における人事異動によるものであることが認められる。

さらに、A社B支店は、平成20年10月2日に、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和59年5月15日から同年4月15日に訂正する届出を行い、社会保険庁オンライン記録も同様に訂正されている（厚生年金保険法第75条該当。）。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人のC社D支店における離職日が昭和59年5月14日、A社B支店における取得日が同年5月15日となっている上、同年5月1日にC社D支店において厚生年金保険の資格を取得している同僚は、「自分がE支店からD支店に赴任した時に、申立人と少しの間一緒に勤務した。当時、4月が決算時期だったのでそれが終わってから人事異動することが多かった。」と供述しており、申立人もこの同僚と一緒に勤務したことを認めていることから、申立人のC社D支店からA社B支店への異動日は、同年5月15日であったことが推認される。

加えて、A社B支店に厚生年金保険被保険者資格取得日の訂正の経緯等について確認したところ、「申立人が継続して勤務していたことは間違いのないため資格取得日訂正の届出をしたが、当社における申立人の資格取得日が昭和59年4月15日であることを裏付ける書類等はなく、同日を資格取得日とした理由は不明である。」との回答を得ている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてC社D支店に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社D支店に係る昭和59年3月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社B支店が保有している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人に係る資格喪失日が社会保険事務所の記録と一致していることから、事業主が、昭和59年4月15日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から59年3月まで

申立期間当時、私が市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は職場近くの金融機関で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月6,000円程度、月末に金融機関で納付していたとするだけで、申立期間当時の国民年金保険料額とは大幅に相違している。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号を持つ任意加入者の資格取得日から、昭和61年1月ごろに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効である上、過年度保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間に保険料を納付した別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から55年12月まで

昭和46年1月に、会社退職後、翌2月に役場で私が国民年金の加入
手続をした。国民年金保険料についても、私が納付書に現金を添えて役
場各支所で納付していたはずであり、申立期間が未加入、未納とされて
いることに納得できない。

3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関
連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の所持する三制度共通の年金手帳によると、昭和56年
1月9日に国民年金の任意加入被保険者となっており、それ以前に別の
国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見
当たらない。

さらに、申立期間当時も申立人の夫は厚生年金保険の被保険者である
ことから、申立人の国民年金への加入については任意加入となり、申立
人は制度上、加入手続を行った時から^{さかのぼ}って国民年金の被保険者には
なり得ず、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間の一部の国民年金保険料納付方法は、印紙検認方式
であり、納付書に現金を添えて納付したとする申立人の主張は不合理で
ある上、申立人の供述する納付書の様式も当時のものと相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に
判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと
認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から5年3月まで

申立期間は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していたはずであり、これまでに未納の通知を受け取ったことも無いので、申立期間について妻が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の妻に聴取しても具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立人は、未納の通知を受け取ったことは無いと供述しているが、A町が保管する申立人の年金記録には、A町が平成2年4月24日に申立人に対し電話した際の対応記録が残されており、申立人から「何回も連絡をもらっているが今のところ支払うつもりはない」との回答を得た旨が記録されており、この記録は、申立期間である平成元年度保険料をA町において現年度納付することが可能であった時期の記録である上、申立期間当時のA町における納付督促の実施方法にも符合する。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から 63 年 3 月まで

私は、申立期間当時は専門学校^の学生であり、学校があつた A 市及び B 市に在住していた時、自分で A 市役所と B 市役所で国民年金保険料の免除申請を行ったので、申立期間の保険料免除を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料の納付の免除を受けたことを示す関連資料は無い。

また、申立人が申立期間の保険料の免除申請を行うためには、居住地である A 市役所において国民年金の加入手続を行う必要があるが、申立人には、申立期間当時の国民年金の加入手続をした記憶や年金手帳の交付を受けた記憶が全く無い。

さらに、申立人の所持する三制度共通年金手帳によると、国民年金手帳記号番号は平成元年 10 月以降に C 市において払い出されたことが推認でき、資格取得日を 20 歳到達時まで^{さかのぼ}ったものと推察されることから、申立期間の国民年金保険料の免除を申請することはできなかったことが明らかである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年5月までの期間、同年12月から6年4月までの期間、同年12月から7年4月までの期間、同年12月から8年4月までの期間、9年2月から同年4月までの期間、10年1月から同年3月までの期間及び同年12月から11年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月及び同年5月
② 平成5年12月から6年4月まで
③ 平成6年12月から7年4月まで
④ 平成7年12月から8年4月まで
⑤ 平成9年2月から同年4月まで
⑥ 平成10年1月から同年3月まで
⑦ 平成10年12月から11年4月まで

公務員退職後の平成5年4月に、職場の労務担当者に国民年金への加入を勧められ、私が市役所で国民年金への加入手続を行い、その後、冬期間に失業するたびに国民年金に加入しており、月額1万3,300円の国民年金保険料を納付していた記憶がある。

また、毎月の月初めに国民年金保険料を納付していたため、厚生年金保険の加入期間と重複し、還付金を受け取った記憶もあるので、申立期間が未加入・未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人は納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していたと述べているが、社会保険庁の記録によれば、申立人はこれまでに国民年金に加入していた形跡は見当たらないほか、市の記録も同様であり、

未加入期間とされていた申立期間について納付書が発行されていたとは考え難い。

さらに、申立人は公務員を退職後、平成5年3月16日から同年4月16日までの期間はA社に勤務し、その後、同年6月1日からB社に勤務しているが、申立人は、B社の労務担当者に国民年金への加入を勧められたと供述していることから、申立人の、B社に勤務する以前の、同年4月に国民年金に加入^{つじつま}したとする供述は辻褄が合わない。

加えて、申立人の妻は、平成11年5月に申立人が厚生年金保険の資格を取得したことにより、国民年金第1号被保険者から第3号被保険者に種別変更しているが、その際に、申立人の妻が納付済みであった11年5月分の1万3,300円の国民年金保険料について、同年7月に還付決議されており、このことを、申立人が、申立人自身の国民年金保険料の還付と勘違いしている可能性を否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月から 38 年 7 月 31 日まで
(A社)
② 昭和 40 年 1 月から 40 年 3 月 14 日まで
(B社)

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、両事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと思われるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所の被保険者記録によると、申立人はA社において昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 4 月 1 日までの期間は厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間①については、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないことから、申立期間①当時にA社において厚生年金保険の加入記録がある複数の者に照会したところ、同時期に勤務していたことは推認できるものの、申立人の勤務期間は特定できず、厚生年金保険料の控除についても確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立てに係る供述等を得ることができない。

加えて、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 社会保険事務所の被保険者記録によると、申立人はB社において昭和40年3月15日から44年1月25日までの期間は厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間②については、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、B社は、昭和40年3月15日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、B社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、元事業主に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「申立人は勤務していたが、勤務時期は覚えていない。当時の関係書類は、会社を解散した時に整理したので残っていない。」との回答を得ている。

加えて、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないことから、B社において厚生年金保険の加入記録がある者に照会したところ、「私は、総務事務を担当していたが、厚生年金保険の取扱いについては、担当ではなかったので分からない。」との供述を得ているほか、申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得している6人については、死亡、所在不明等により申立てに係る供述等を得ることができない。

なお、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 20 日から同年 10 月 1 日まで
船員保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、加入記録が無いとの回答を得た。
船員手帳に雇用期間が記載されており、給与から船員保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳によると、A丸に係る雇入年月日は昭和 36 年 8 月 20 日、また、雇止年月日は同年 11 月 27 日と記載され、それぞれ、当時の海運支局の公認印が押されていることが確認できるが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではなく、B社においても、船員手帳の雇入年月日及び雇止年月日と船員保険の加入期間が一致していない被保険者が複数おり、雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険資格の取得日及び喪失日の根拠とすることができない。

また、社会保険事務所の被保険者記録によると、申立人のB社における船員保険被保険者期間は、昭和 36 年 10 月 1 日から同年 11 月 27 日までの期間とされており、申立期間については、社会保険事務所が保管する同事業所の船員保険被保険者名簿では、申立人の船員保険の加入記録は確認できない。

さらに、昭和 36 年 4 月 1 日から同年 11 月 27 日までの期間、B社において船員保険の被保険者記録があり、申立人と同じA丸に乗船していた二人の者に照会したところ、「申立人が途中から乗船してきたのは記憶にあるが、乗

船期間ははっきり覚えていない。」「申立人の名前に記憶が無い。」との供述を得ているほか、いずれも「船員保険がどのように掛けられていたかは分からない。」との供述を得ている。

加えて、社会保険事務所が保管するB社の船員保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録があり、連絡先が確認できた4人に照会したところ、いずれも申立人とは異なる漁船に乗っており、「申立人の名前に記憶は無い。船員保険がどのように掛けられていたのかも不明。」との供述を得ている。

また、現在の事業主に申立人の雇用状況、船員保険の適用について照会したところ、「申立期間当時、私はまだ入社しておらず、当時の事業主及び担当者も既に死亡している上、当時の資料も残っておらず、詳細は不明である。」との回答を得ている。

なお、申立期間について、申立人が船員保険料を事業主（船舶所有者）により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主（船舶所有者）により給与から控除されていたことを認めることはできない。